

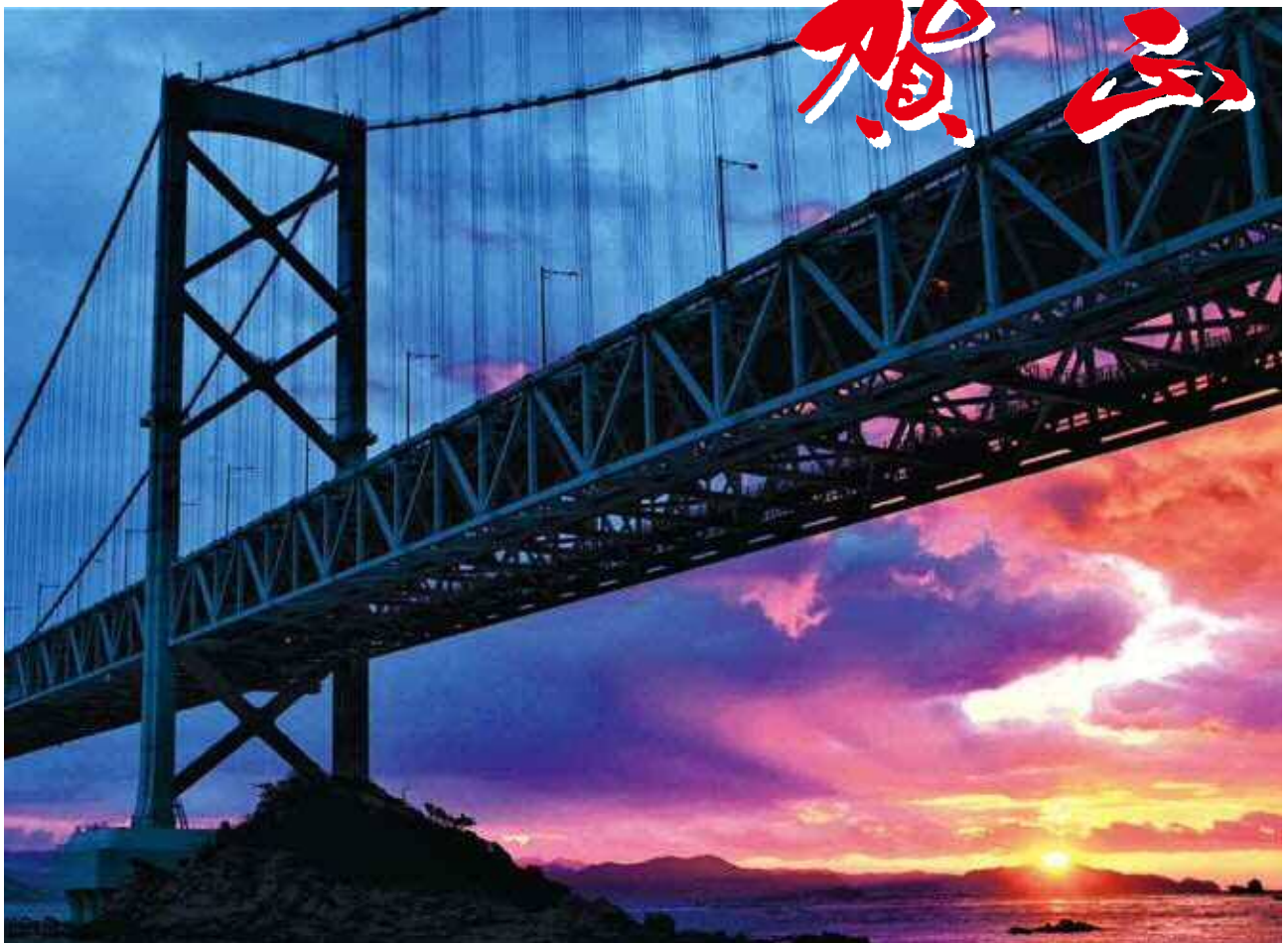


四国税理士会報

第395号
2019.1.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 清田 明弘
●編集人 / 松岡 真澄美
●ホームページ / <http://www.shikoku-zei.or.jp>



平成から橋渡し

撮影者 高松支部 尾崎 健一

主な記事

新春号特集

- ・年頭のご挨拶
 - ・高松国税局長と四国税理士会会長との新春対談
- 高松国税局との定例懇談会



あなたの暮らしのそばにいる

四国税理士会

税の広場

雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

近年、数十年に一度といわれる自然災害が、毎年のように発生しています。四国地方でも、平成30年7月の豪雨は、記憶に新しいところです。

被災された方の税金の救済制度の一つに、所得税における雑損控除があります。その雑損控除の計算においては、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額について、その損失が生じた時の直前におけるその資産の価額を基にして計算することとされています。ただし、「住宅の主要構造部に損壊がある場合」で、かつ「損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合」には、次の方法により計算しても問題ありません。

1. 住宅に対する損失額の計算

① 住宅の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額}^{\text{注1}} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 住宅の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(\text{1 m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

2. 家財に対する損失額の計算^(注2)

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

3. 車両に対する損失額の計算^(注3)

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注1) 保険金、共済金及び損害賠償金などで補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます。また、損失額には損害を受けた住宅等の原状回復費用が含まれます（以下同じ）。

(注2) 生活に通常必要な動産で、3に該当する車両を除きます。

(注3) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。なお、生活に通常必要であるかどうかは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合的に勘案して判断することになります。

お国自慢

愛 媛

加納 榮一（新居浜支部）

新居浜太鼓台

新居浜の太鼓台は、はっきりした資料は確認されていませんが、地域の伝承によると豊年の秋を感謝して氏神に奉納していたものでした。祭礼時に神輿に供奉する山車的一种で、信仰を対象にした神輿渡御の際に、その列に参加して奉納していたもので、その起源は鎌倉時代あるいは平安時代まで遡ると言われています。

太鼓台が記録の上で出てくるのは、江戸時代後期の文政年間（1818～1830）のことで、その頃は「神輿太鼓」と書かれることが多かったのですが、時代を経るにつれて「太鼓台」あるいは「太鼓」とされることが多くなってきました。

明治時代初期の太鼓台は、高さ約3mで現在の子供太鼓台と同じくらいの大きさでしかなく、飾り幕は薄めで天幕も現在のような膨らみを持ちませんでした。その後、別子銅山の開抗で産業が発展するにつれて太鼓台は急速に大型化し、昭和初期の太鼓台は現在の太



鼓台（高さ約5.4m、長さ約11m、幅約3.4m、重さ約3t、かき夫約150人）と同じくらい大きさになり、飾り幕は縫い方の発達とともに豪華に、天幕も膨らみを持ったものを付けるようになりました。

現在では、瀬戸内海沿岸にある数多い太鼓台の中でも、新居浜太鼓台は豪華絢爛、勇壮華麗な「男祭り」として全国的にも知られるようになり、徳島の阿波踊り、高知のよさこい祭りと共に、四国三大祭りのひとつに数えられています。

新居浜太鼓祭りは、市内に54台の太鼓台があり、毎年10月16～18日（大生院地区15～

17）に市内9地区でそれぞれ地区の特色を生かした統一寄せ（かきくらべ）を行っています。「盆・正月は帰らずとも、祭りには帰る」と全国から帰郷する人たちも多く「新居浜っ子」は、勇壮な太鼓祭りを毎年楽しみにしています。

